

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立船木中学校

はじめに

いじめの問題への対応は、本校の学校教育の最重要課題の一つである。学校が組織的、継続的に、総力を結集して取り組むことが不可欠である。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、加害生徒が抱える問題を解決し、成長を支援していく必要がある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うために、ここに、新居浜市立船木中学校の「学校いじめ防止基本方針」を次のように定める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめは、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなければならない。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当

該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。また、対応が個々の教職員の対応でなく、組織として一貫した対応をする。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 教育活動を通じて行うもの

ア 学級経営の充実

最重点目標の一つに「正義が通る学校・学級」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な行為をしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

また、「いじめは人間として絶対に許されない」という基本理念にたった学級経営を実践する。

イ 「学校いじめ防止プログラム」に基づき行うこと

① 人権・同和教育の充実

人権尊重の理念をすべての教育活動の基盤におく。

② 道徳教育の充実

「自他の生命の尊さ」を認識させる指導の徹底を図るとともに、すべての教育活動を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念などの道徳心を養う指導を充実する。

また、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③ 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

学校生活を通して、自発的・自主的な態度を育成する。

ウ 体験活動の充実

保護者や地域との行動連携の充実を図り、総合的な学習の時間、職場体験学習、総合防災訓練などを活用して、生徒の自立心を養う。

エ 生徒の主体的な活動（生徒会活動）

- 生徒会による「船木中学校人権宣言」の趣旨の徹底を図る。
- オ 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）
個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的事項の定着を図る。
- (2) 学校組織で行うこと
- ア 相談体制の整備（教育相談の充実、相談員等の活用）
意識調査を実施したり、教育相談活動の充実を図る。
- イ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
情報モラル教育の充実を図り、インターネット、携帯電話の安全・安心な利用の仕方について、生徒・保護者への啓発を徹底する。
生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ウ 発達障害等への共通理解
生徒一人一人の障害の状態や発達の段階などに応じた教育課程の編成に努め、指導内容、指導方法の改善、充実を図る。
- エ 校内研修の充実
いじめ問題の事例研修会を充実させる。特に次の視点に立った研修会の充実を図る。
- ① 学校で起こったいじめは教員が解決する。そのための最大限の努力をする。
 - ② 教員は、苦しんでいる被害者の立場に立ちきり、徹底的に真実を追究する。
 - ③ 教員は、いじめの情報を受信する「アンテナ」だけではなく、探索する「ソナー」を持つように努める。
 - ④ 生徒がいじめを告白・通報できる信頼される教員集団づくりを目指す。
 - ⑤ いじめを早期発見し、問題の早期対応、早期解決を目指す。
 - ⑥ 当事者だけで対応するのではなく、組織で対応する。いじめ問題に関する指導記録を、時系列でどこで、誰が何をしたのか等を明確に記録し、適切な指導に努める。
- オ 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）
学校便り、生徒指導通信、メール配信システムなどを活用し、保護者への啓発の徹底を図る。また、「いじめ防止対策委員会」の存在の周知に努める。
- (13) 学校相互間の連携協力体制の整備
近隣小中学校との情報交換を密にして、連携した指導体制を整える。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 「いじめ防止対策委員会」

ア 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

イ 活動

- ① 未然防止のための取組の中心となり、計画・運営を行う。
- ② 早期発見・早期対応の取組（アンケート調査、教育相談等）を行う。
- ③ いじめ防止のための指導体制を確立する。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ⑤ 年間取組計画の策定と見直し

- ⑥ 取組評価アンケートの実施・考察
- ⑦ いじめに対して学校が組織として取り組んでいることを、生徒・保護者に周知する。
- ⑧ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。

ウ 開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 「いじめ対策連絡会」

- ア 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

イ 活動

- ① いじめ事案に対する対応に関する指導体制、方針を決定する。
- ② 必要に応じて、学校外専門機関と連絡をとり、連携の中心となる。

ウ 開催

- ① 「いじめ防止対策委員会」がいじめ事案を認知した際に招集する。
- ② いじめ事案対応時は週1回を定例会とし、また、必要に応じて適宜開催とする。

エ 活動

- ① いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ② いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ③ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 「船木中いじめ調査委員会」

ア 構成員

校区小中学校長（2名）、校区公民館長（1名）、校区小中学校PTA会長（2名）、校区警察関係者（1名）、校区小中学校教頭（2名）、校区小中学校生徒指導主事（2名）及び教育委員会担当で構成する。（必要に応じて外部専門家等を加える。）

イ 開催

生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な障害を負った場合など、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や生徒が、相当の期間学校を欠席するなどの事態が発生した場合に開催する。

4 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

(1) いじめの態様

ア 心理的な影響を与える行為

- ・ 悪口やいやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする。

- イ 物理的な影響を与える行為
 - ・ たたかれたり蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 金品を盗まれたり、壊されたりする。
- ウ インターネットを通じて行われる行為
 - ・ パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (2) 指導体制の確立
 - いじめを未然に防ぐために、また、いじめが発生した際に、早期に発見、対応、そして解決を図るために、校内の指導体制を確立する。
 - 校内の「いじめ防止対策委員会」、「いじめ対策連絡会」、「船木中いじめ調査委員会」を組織し、いじめの解決に向けて、指導の徹底を図る。
- (3) 早期発見のための研修
 - ア 子どもの声に耳を傾ける。
 - 生活ノート（かぶと）、教育相談、休み時間、放課後、部活動の場など
 - イ 子どもの行動を注視する。
 - 観察、チェックリスト、友人関係、部活動、登下校の様子、休み時間など
- (4) アンケート等調査の工夫
 - いじめ調査、Q-U（学校生活満足度調査）の活用
- (5) 相談活動の充実
 - 学校における教育相談活動の充実
 - 相談窓口等を紹介して、保護者に広く啓発していく。
- (6) 保護者との連携・情報の共有
 - 家庭訪問、電話、保護者懇談会などの活用
- (7) 地域及び関係機関との連携
 - 児童相談所、主任児童委員などとの定期的な連携
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
 - 警察との連携による生徒、保護者への啓発

5 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

- (1) 被害生徒等の保護
 - 何よりもまず、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護し、安全安心を確保する。
- (2) 事実確認・情報共有
 - ア 被害者側、加害者側ともに、担当者、学級担任、学年主任、生徒指導主事など必ず複数で事実確認をする。
 - イ 生徒指導主事が窓口となり、管理職、教育委員会などへの連絡をする。
- (3) 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援
 - ア 家庭訪問により、迅速かつ正確に保護者に事実関係を伝える。
 - イ 被害生徒及び保護者の声を聞き、被害生徒を守り通す。被害生徒の安全確保に努める。また、被害生徒のプライバシーにも十分配慮する。
 - ウ 状況に応じて、臨床心理士などの専門家、主任児童委員、警察などの外部の専門家の協力を得る。
- (4) 加害児童生徒への指導及び保護者への支援
 - ア 事実確認の結果を、加害生徒の保護者に迅速かつ正確に連絡する。

- イ 自分の行為が、他人の人権を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の重大性を自覚させる。
- ウ 加害生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分配慮する。
- エ 問題解決後も当事者の生徒、保護者への支援を継続する。
- (5) 教育委員会への報告・連絡・相談
 - 校長が、事実確認の結果を迅速、正確に教育委員会に伝える。また、必要に応じて、指導助言を受ける。
 - 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
 - 被害生徒の安全を確保することが難しい場合は、加害生徒を別室に於いて指導し、状況に応じて、教育委員会と連携し、出席停止制度を活用する。
- (6) 懲戒
 - 教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加えることも考慮する。
- (7) 出席停止
 - いじめや暴力行為を繰り返す生徒に対し、被害生徒が安心して教育を受けることが困難な場合には、学校は教育委員会に対して、学校教育法第 35 条 1 項の規定に基づき、加害生徒の保護者に対して出席停止を命じるなどの必要な措置を講じる。
- (8) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき
 - 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合に於いて、いじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく新居浜警察署と相談して対処する。
- (9) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき
 - 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに新居浜警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
 - 生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な障害を負った場合など、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や生徒が、相当の期間学校を欠席するなどの事態が発生した場合。
- (2) 対応
 - ア 調査組織「船木中いじめ調査委員会」を開く。
 - イ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
 - ウ 重大事態が発生した旨を、新居浜市教育委員会に速やかに報告する。
 - エ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - オ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - カ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - キ 報告 学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。
 - ク 調査
 - いじめが、いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、生徒

同士の人間関係についての問題点は何か、教職員がどのように対応したかなど、事実関係を迅速、正確に調査する。

ケ 調査結果の提供・報告 調査結果を教育委員会に報告する。

コ 事後措置、再発防止

いじめの解決は、加害生徒が被害生徒に対する謝罪で終わるものではなく、当事者や周りの生徒を含む全員が好ましい人間関係を取り戻すことをもって判断されるべきである。また、いじめが解決したと判断される場合でも、継続して十分な注意を払い、継続した支援が必要である。定期的な聞き取り調査やアンケート調査が必要である。

7 資料（チェック表、リーフ、関係法令など）

(1) いじめ問題への取組についてのチェックポイント

(2) リーフ（いじめ等に関する国立教育政策研究所の主な資料）

- ・ 「生徒指導リーフ1～12」

(3) 関係法令など

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・ いじめ防止対策推進法（平成26年法律第71号）
- ・ いじめ問題への取組の徹底について（平成18年10月19日 18文科初第711号 文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・ いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日 28文科初第1648号）
- ・ 愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年8月10日改訂）

8 学校評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

9 ホームページでの公開について

学校いじめ防止基本方針をホームページで公開する。

（平成30年2月28日策定）